

持参した写真による免許証作成

◎ 運転免許センター、各警察署及び大型交番での免許更新等では写真は必要ありませんが、運転免許センターにおいては、持参した写真により運転免許証を作成することができます。

☆ 持参した写真で免許証の作成ができる手続

免許証の更新・再交付、免許取得（新規・併記）

☆ 持参写真許容範囲の具体例

- 申請前6か月以内に撮影したもの
- カラー、縦3.0cm 横2.4cm（縁なし、頭上に3mm程度空ける。）
- 正面（ほぼ正面に近い状態で、個人識別が容易にできるものは許容できる。）
- 上三分身（顔のみのものや上半身のものは許容できない。）
- 無背景（背景の色が極端な原色（赤、黒等）のものなど、背景の色がきつく、個人識別が容易でないものは許容できない。）
- 無帽（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く。）
- ヘアーバンドの使用は、その形態によるが、個人識別に支障はないと考えられ許容できる。
- スカーフ等の使用は、（病気等で髪の毛が抜けているなど）やむを得ない事情により使用している場合は許容できる。
- 日常生活で、かつらを使用している場合や髷を結っている場合は、許容できる。
- 極端に目を大きく開けていたり、目を閉じていたりして個人識別が容易でないものは許容できないが、微笑んでいるものであっても個人識別が容易にできる場合は許容できる。
- 整形手術等により、現在の容姿と著しく相違するものは許容できない。
- ピアス、イヤリング等の装飾品は、その形態にもよるが、個人識別に支障はないと考えられ許容できる。
- 眼鏡の使用については、眼鏡条件がない場合でも日常生活で使用していれば許容できる。
- 病気や負傷等による必要のためにサングラスを使用している場合には、色、形状等によって個人識別が著しく困難なときを除き、許容できる。
なお、サングラスの色、形状等により、個人識別に何ら影響を与えない場合には、病気等がなくても許容できる。

☆ 使うことができない不適当な写真（例）

- 合成または加工・修正しているもの
- 明るすぎるもの、暗すぎるもの
- 眼鏡に光が反射し、目が見えないもの
- カラーコンタクトで目の色が著しく異なっているもの
- 写真専用紙に印刷していないもの
- 衣類等で顔又は顔の輪郭が隠れているもの
- 前髪が目にかかっているもの
- 笑い顔、歯を見せているもの

※ 運転免許証用の写真は職員が撮影します。

上記に記載している条件を基に撮影していますので参考にして下さい。

病気等の影響により、基準に満たない場合は、運転免許センターまで事前にご相談してください。（TEL(代)089-934-0110 担当:免許係）